

3 県民税利子割

(1) 利子割の特別徴収義務者等に関する調

(単位:人、件)

| 区 分 | 特別徴収義務者数 | 営 業 所 数 |
|-------------------|------------|------------|
| 銀 行 等 | 11 | 155 |
| 信 用 金 庫 等 | 9 | 83 |
| 農 林 中 央 金 庫 等 | 34 | 215 |
| 証 券 会 社 | 10 | 19 |
| 保 険 会 社 等 | 27 | 36 |
| 社 内 預 金 実 施 企 業 | 120 | 124 |
| そ の 他 の 金 融 機 関 等 | 5 | 5 |
| 合 計 | 216 | 637 |

県民税利子割

- (注) 1 この欄は、令和4年3月31日現在における利子割の特別徴収義務者およびその営業所等数について作成した。
- 2 銀行等とは、日本銀行、都市銀行、外為専門銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、ゆうちょ銀行および外国銀行をいうものであること。
- 3 信用金庫等とは、信金中央金庫、信用金庫、商工組合中央金庫、全国信用共同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会および労働金庫をいうものであること。
- 4 農林中央金庫等とは、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、農業協同組合、信用漁業協同組合連合会および全国共済農業協同組合連合会をいうものであること。
- 5 保険会社等とは、生命保険会社および損害保険会社をいうものであること。
- 6 その他の金融機関等とは、上記2～5および証券会社、社内預金実施企業以外の金融機関等をいうものであること。
- 7 営業所数とは、地方税法第24条第8項に規定する営業所等のうち、実際に特別徴収の事務を行うものの数をいうものであること。